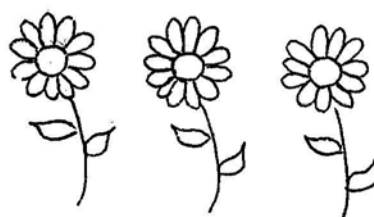
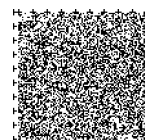


資料編



◆身体障がい者障がいの程度等級表	86
◆知的障がい者障がいの程度等級表	89
◆精神障がい者障がいの程度等級表	89
◆特別児童扶養手当の障がい基準	90
◆特別障害者手当・障害児福祉手当の該当基準	91
◆障害基礎年金の障がい等級表（国民年金関係）	92
◆障害厚生年金の障がい等級表	93
◆障害手当金の障がい等級表（障害厚生年金）	94
◆関係機関等一覧	95



身体障害者障害程度等級表

(太枠内は旅客運賃割引の第1種、それ以外は第2種を表します。)

級別	視覚障害	聴覚または平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢体不自由
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢機能障害
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ)が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(四指標による、以下同じ)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(二指標による、以下同じ)が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの
					3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したものの
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなれば大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したものの
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなれば話語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話語の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したものの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したものの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したものの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害
					1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したものの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超え活100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したものの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したものの
7級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したものの
備考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うへの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。				

※ 7級の障害は1つのみでは手帳交付の対象となりません。

級別	肢体不自由				心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫の機能の障害	
	下肢機能障害	体幹機能障害	乳幼児以前の非進行性の脳疾病による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害
			上肢機能	移動機能		
1級	1 両下肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
2級	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢の下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの		
3級	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したものの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したものの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの 6 一下肢が健側に比して、10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したものの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの		
6級	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの		
7級	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したものの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの		
備考	3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して該当等級よりうへの級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中指関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害を含むものとする。					

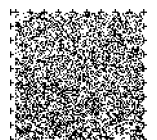
級別	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫の機能の障害				
	呼吸機能障害	ぼうこうまたは直腸の機能障害	小腸機能障害	肝臓機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
1級	呼吸器の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
2級				肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
3級	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）
4級	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級					
6級					
7級					
備考	6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。				

知的障がい者障がいの程度等級表

等級	障がいの状態
① (最重度)	<p>A (重度)のうち、次のいずれかに該当する程度のもの</p> <p>(1) 知能指数がおおむね 20 以下に該当する程度のもの</p> <p>(2) 知能指数がおおむね 35 以下で、次に掲げる身体障がいと併発しているもの</p> <p>ア 視力障がい (両眼の視力の和が 0.03 又は 0.04)</p> <p>イ 聴覚障がい (聴力レベルが 100 デシベル以上)</p> <p>ウ 両上肢機能障がい (次の 2 つ以上が要介助)</p> <p>①食事 ②洗面 ③排泄の処理 ④衣服の着脱</p> <p>エ 両下肢機能障がい (次の 1 つ以上が要介助)</p> <p>①階段の昇降 ②室内の歩行</p> <p>オ 体幹機能障がい (次の 2 つ以上が要介助)</p> <p>①座位の保持 ②起立保持 ③立ち上り</p>
A (重度)	<p>1 知能指数がおおむね 35 以下で、次のいずれかに該当する程度のもの</p> <p>(1) 食事、着脱衣、排便、洗面等日常生活における基本的動作に介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難であるもの</p> <p>(2) 頻繁なてんかん様発作又は失禁、異食、興奮、多寡動その他常時注意と指導を必要とする行動が認められるもの</p> <p>2 知能指数がおおむね 50 以下で、身体障がい者手帳の障がい等級が 1 級、2 級又は 3 級に該当するもの</p>
B (中度)	<p>知能指数がおおむね 50 以下であって、食事、着脱衣、排便、洗面等日常生活における基本的動作に一部介助を必要とし、社会生活への適応が困難である程度のも</p>
C (軽度)	<p>知能指数がおおむね 70 以下であって、社会生活への適応に適切な援助が必要である程度のも</p>

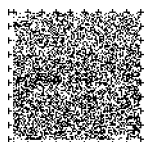
精神障がい者障がいの程度等級表

等級	障がいの状態
1 級	<p>精神障がいであって、日常生活の用を弁ずる事を不能ならしめる程度のもの</p>
2 級	<p>精神障がいであって、日常生活が著しく制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p>
3 級	<p>精神障がいであって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの</p>



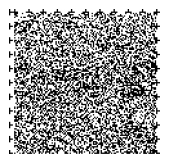
特別児童扶養手当の障がい基準

1 級	<ul style="list-style-type: none"> ① 両眼の視力の和が 0.04 以下のもの ② 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの ③ 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの ④ 両上肢のすべての指すべての指を欠くもの ⑤ 両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの ⑥ 両下肢の機能に著しい障がいを有するもの ⑦ 両下肢を足関節以上で欠くもの ⑧ 体幹の機能に座っていることができない程度又は、立ち上がることができない程度の障がいを有するもの ⑨ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ⑩ 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの ⑪ 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	<ul style="list-style-type: none"> ① 両眼の視力の和が 0.08 以下のもの ② 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの ③ 平衡機能に著しい障がいを有するもの ④ そしゃくの機能を欠くもの ⑤ 音声又は言語機能に著しい障がいを有するもの ⑥ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの ⑦ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障がいを有するもの ⑧ 一上肢の機能に著しい障がいを有するもの ⑨ 一上肢のすべての指を欠くもの ⑩ 一上肢のすべての指に著しい障がいを有するもの ⑪ 両下肢のすべての指を欠くもの ⑫ 一下肢の機能に著しい障がいを有するもの ⑬ 一下肢を足関節以上で欠くもの ⑭ 体幹の機能に歩くことができない程度の障がいを有するもの ⑮ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの ⑯ 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの ⑰ 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
<p>※視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては矯正視力によって測定します。</p>	



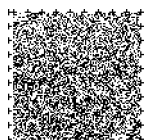
特別障がい者手当・障がい児福祉手当の該当基準

<p>令別表第1</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力の和が0.02以下のもの 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができないもの 3 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの 4 両上肢のすべての指を欠くもの 5 両下肢の用を全く廃したもの 6 両大腿を2分の1以上失ったもの 7 体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有するもの 8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 9 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 10 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がいと重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの <p>(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。</p>		
<p>令別表第2</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの 3 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの 4 両下肢の機能に著しい障がいを有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの 5 体幹の機能に座っていることができない程度又は、立ち上がることができない程度の障がいを有するもの 6 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 7 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの <p>(備考) 令別表第1の備考と同じ</p>		
<p>別表A</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの 3 平衡機能に極めて著しい障がいを有するもの 4 そしゃく機能を極めて失ったもの 5 音声又は言語機能を失ったもの 6 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 7 一上肢の機能に著しい障がいを有するもの又は一上肢のすべての指を欠くもの若しくは一上肢のすべての指の機能を全廃したもの 8 一下肢の機能を全廃したものの又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 9 体幹の機能に歩くことができない程度の障がいを有するもの 10 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受け、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 11 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 		
<p>日常生活動作評価表</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="839 1547 906 1915"> <p>日常生活能力判定表</p> </td> <td data-bbox="906 1547 1386 1915"> <ol style="list-style-type: none"> 1 食事 2 用便(月経)の始末 3 衣服の着脱 4 簡単な買物 5 家族との会話 6 家族以外の者との会話 7 刃物・火の危険 8 戸外での危険から身を守る(交通事故) <p>(備考) 日常生活動作評価表の備考と同じ</p> </td> </tr> </table>	<p>日常生活能力判定表</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 食事 2 用便(月経)の始末 3 衣服の着脱 4 簡単な買物 5 家族との会話 6 家族以外の者との会話 7 刃物・火の危険 8 戸外での危険から身を守る(交通事故) <p>(備考) 日常生活動作評価表の備考と同じ</p>
<p>日常生活能力判定表</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 食事 2 用便(月経)の始末 3 衣服の着脱 4 簡単な買物 5 家族との会話 6 家族以外の者との会話 7 刃物・火の危険 8 戸外での危険から身を守る(交通事故) <p>(備考) 日常生活動作評価表の備考と同じ</p>		



障害基礎年金の障がい等級表(国民年金関係)

1 級	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力の和が 0.04 以下のもの 2 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの 3 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの 4 両上肢の全ての指を欠くもの 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの 6 両下肢の機能に著しい障がいを有するもの 7 両下肢を足関節以上で欠くもの 8 体幹の機能に座っていることができない程度、又は立ち上がることができない程度の障がいを有するもの 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 10 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 11 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下のもの 2 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの 3 平衡機能に著しい障がいを有するもの 4 そしゃくの機能を欠くもの 5 音声又は言語機能に著しい障がいを有するもの 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障がいを有するもの 8 一上肢の機能に著しい障がいを有するもの 9 一上肢のすべての指を欠くもの 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの 11 両下肢のすべての指を欠くもの 12 一下肢の機能に著しい障がいを有するもの 13 一下肢を足関節以上で欠くもの 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障がいを有するもの 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 16 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 17 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
<p>※視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定します。</p>	

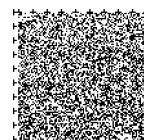


障害厚生年金の障がい等級表 3級以上

- 1 両眼の視力が0.1以下に減じたもの
- 2 両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
- 3 そしゃく又は言語の機能に相当程度の障がいを残すもの
- 4 脊柱の機能に著しい障がいを残すもの
- 5 一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
- 6 一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
- 7 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障がいを残すもの
- 8 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の3指以上を失ったもの
- 9 おや指及びひとさし指を併せて一上肢の4指の用を廃したもの
- 10 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
- 11 両下肢の10趾の用を廃したもの
- 12 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障がいを残すもの
- 13 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障がいを残すもの
- 14 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障がいをも有するものであって厚生労働大臣が定めるもの

(備考)

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう
- 3 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障がいを残すものをいう。
- 4 趾の用を廃止したものとは、第1趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は、中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第1趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障がいを残すものをいう。

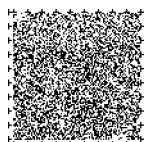


障害手当金の障がい等級表(障害厚生年金)

- 1 両眼の視力が0.6以下に減じたもの
- 2 1眼の視力が0.1以下に減じたもの
- 3 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
- 4 両眼による視野が2分の1以上欠損したもの又は両眼の視野が10度以内のもの
- 5 両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障がいを残すもの
- 6 一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
- 7 そしゃく又は言語の機能に障がいを残すもの
- 8 鼻を欠損し、その機能に著しい障がいを残すもの
- 9 脊柱の機能に障がいを残すもの
- 10 一上肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障がいを残すもの
- 11 一下肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障がいを残すもの
- 12 一下肢を3センチメートル以上短縮したもの
- 13 長管状骨に著しい転位変形を残すもの
- 14 一上肢の2指以上を失ったもの
- 15 一上肢のひとさし指を失ったもの
- 16 一上肢の3指以上の用を廃したもの
- 17 ひとさし指を併せ一上肢の2指の用を廃したもの
- 18 一上肢のおや指の用を廃したもの
- 19 一下肢の第1趾又は他の4趾以上を失ったもの
- 20 一下肢の5趾の用を廃したもの
- 21 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障がいを残すもの
- 22 精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障がいを残すもの

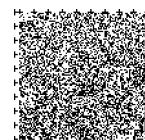
(備考)

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、正視力によって測定します。
- 2 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう
- 3 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障がいを残すものをいう。
- 4 趾を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 5 趾の用を廃止したものとは、第1趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第1趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障がいを残すものをいう。

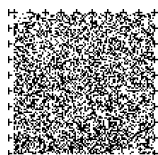


関連機関等一覧 ※庁舎の場所は表紙裏面の地図を参照してください。

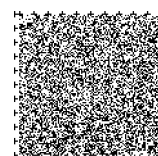
	施設・機関名	所在地	電話番号	FAX番号
1	志木市役所 志木市福祉事務所	窓口：志木市役所第1庁舎 フォーシーズンズ志木8階 郵送先：〒353-8501 志木市中宗岡1-1-1	048-473-1111	048-471-7092 (手話通訳： 048-473-1118)
2	志木市役所出張所	〒353-0001 志木市上宗岡1-5-1 志木市総合福祉センター内	048-473-3988	048-470-1316
3	柳瀬川駅前出張所	〒353-0006 志木市館2-6-10	048-472-4449	048-470-1318
4	児童虐待ホットライン	志木市役所 子ども支援課内	048-473-1124	
5	障がい者虐待相談・連絡窓口	志木市役所 共生社会推進課内	048-473-1111	048-471-7092
6	教育サポートセンター	〒353-0001 志木市上宗岡1-5-1 志木市総合福祉センター内	048-471-2211	048-471-2226
7	障がい者等就労支援センター	志木市役所 共生社会推進課内	048-473-1464	048-471-7092
8	ジョブスポットしき (ハローワーク)	志木市役所 第1庁舎 (フォーシーズンズ志木8階)	048-473-1069	
9	健康増進センター	〒353-0005 志木市幸町3-4-70	048-473-3811	048-476-7222
10	児童発達相談センター すきっぷ	〒353-0001 志木市上宗岡1-5-1 志木市総合福祉センター内	048-486-5511	048-476-2330
11	後見ネットワークセンター	志木市役所 共生社会推進課内	048-456-6021	048-471-7092
12	生活相談センター	志木市役所 共生社会推進課内	048-473-1111	048-471-7092
13	福祉センター	〒353-0001 志木市上宗岡1-5-1 志木市総合福祉センター2階	048-473-7569	048-487-6765
14	第二福祉センター	〒353-0007 志木市柏町3-5-1	048-476-4122	048-476-4000
15	志木市社会福祉協議会	〒353-0001 志木市上宗岡1-5-1 志木市総合福祉センター内	【総務担当】 048-485-1177 【地域福祉担当】 048-474-6508	048-475-0014
16	志木市社会福祉協議会 相談支援事業所	〒353-0001 志木市上宗岡1-5-1 志木市総合福祉センター東館2階	048-475-2277	048-476-9202



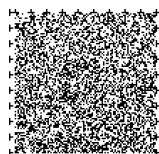
	施設・機関名	所在地	電話番号	FAX 番号
17	相談支援センター あしすと	〒353-0004 志木市本町 5-23-11 プラザTORIYAMA5F	070-6576-1582	020-4622-8727
18	相談支援センター あおい糸志木	〒353-0001 志木市上宗岡 3-18-46	048-423-9731	048-423-9732
19	みつばすみれ学園障害児等計画相談支援センター	〒353-0003 志木市下宗岡 1-23-1	048-471-3115	048-486-7168
20	相談室 HIKARI	〒353-0001 志木市上宗岡 2-8-12	048-486-9250	048-486-9260
21	相談センター 志木彩の杜	〒353-0002 志木市中宗岡 1-3-25	048-423-2790	048-423-2759
22	朝霞警察署	〒351-0015 朝霞市幸町 2-6-9	048-465-0110	
23	埼玉県警察本部 FAX110番	〒330-8533 さいたま市浦和区高砂 3-15-1		0120-264-110
24	埼玉県南西部消防本部	〒351-0023 朝霞市溝沼 1-2-27	048-460-0119	048-463-0493
25	埼玉県南西部消防本部 (聴覚・言語障がい専用FAX119番)	〒351-0023 朝霞市溝沼 1-2-27		119
26	朝霞国税事務所	〒351-0025 朝霞市三原 1-3-1	048-463-1671	048-463-1675
27	朝霞税務署	〒351-8601 朝霞市本町 1-1-46	048-467-2211	
28	埼玉県自動車税事務所 所沢支所	〒359-0026 所沢市牛沼 690-1	04-2998-1321	04-2991-1009
29	朝霞保健所	〒351-0016 朝霞市青葉台 1-10-5	048-461-0468	048-461-0133
30	埼玉県所沢児童相談所	〒359-0042 所沢市並木 1-9-2	04-2992-4152	04-2994-1420
31	川越年金事務所	〒350-1123 川越市脇田本町 15-13 東上パールビルパールビル 3F	049-242-2657	049-245-8919
32	朝霞公共職業安定所 (ハローワーク朝霞)	〒351-0011 朝霞市本町 1-1-37	048-463-2233	048-464-3012
33	埼玉障害者職業センター	〒338-0825 さいたま市桜区下大久保 136-1	048-854-3222	048-854-3260



	施設・機関名	所在地	電話番号	FAX 番号
34	埼玉県障害者交流センター	〒330-8522 さいたま市浦和区大原 3-10-1	048-834-2222	048-834-3333
35	埼玉県庁	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-824-2111	
36	埼玉県社会福祉協議会	〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ内	048-822-1191	048-822-3078
37	埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター	〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ内	048-822-1204	048-822-1406
38	埼玉県発達障害者支援センター 「まほろば」	〒350-0813 川越市平塚新田東河原 201-2	049-239-3553	049-233-0223
39	埼玉県発達障害総合支援センター	〒330-0081 さいたま市中央区新都心 1-2	048-601-5551	048-601-5551
40	埼玉県総合リハビリテーションセンター	〒362-8567 上尾市大字西貝塚 148-1	048-781-2222	048-781-1552
41	国立障害者リハビリテーションセンター	〒359-8555 所沢市並木 4-1	04-2995-3100	04-2995-3102
42	埼玉聴覚障害者情報センター	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 浦和合同庁舎別館 2 階	048-814-3353	048-814-3355
43	身体障害者運転能力開発訓練センター（東園）	〒352-0023 新座市堀ノ内 2-1-46	048-481-2711	048-481-6578
44	埼玉県警察運転免許センター	〒365-0028 鴻巣市大字鴻巣 405-4	048-543-2001	048-541-1234
45	(独) 国立病院機構 東埼玉病院	〒349-0101 蓮田市黒浜 4147	048-768-1161	048-769-5347
46	埼玉県立小児医療センター	〒330-8777 さいたま市中央区新都心 1-2	048-601-2200	048-601-2201
47	埼玉県立精神保健福祉センター	〒362-0806 北足立郡伊奈町小室 818-2	048-723-1111	048-723-1550
48	心身障害児総合医療療育センター	〒173-0037 板橋区小茂根 1-1-10	03-3974-2146	03-3554-6176
49	埼玉県精神科救急情報センター	〒362-0806 北足立郡伊奈町小室 818-2	048-723-8699	
50	TMG 宗岡中央病院 TMG 宗岡訪問看護ステーション	〒353-0001 志木市上宗岡 5-14-50	048-472-9211 048-471-7008	



	施設・機関名	所在地	電話番号	FAX番号
51	埼玉県立和光特別支援学校	〒351-0106 和光市広沢 4-3	048-465-9770	048-460-1017
52	埼玉県立所沢おおぞら特別支援学校	〒359-0011 埼玉県所沢市南永井 619-7	04-2951-1102	04-2951-1105
53	埼玉県ボランティア・市民活動センター	〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ内	048-822-1435	048-822-1449
54	志木市社会福祉協議会 地域活動支援センター	〒353-0001 志木市上宗岡 1-5-1 志木市総合福祉センター内	048-485-1800	048-475-0014
55	志木市社会福祉協議会 障がい者通所施設 (生活介護・就労B)	〒353-0001 志木市上宗岡 1-5-1 志木市総合福祉センター内	048-486-1880	048-475-0014
56	志木事業所(就労B)	〒353-0004 志木市本町 5-23-11	048-476-8064	048-476-8079
57	傍楽舎(多機能型)①移行 ②就労B	①志木市本町 5-24-1 ②志木市柏町 4-5-1	048-470-5301 048-471-4310	048-470-5302 048-471-4310
58	志木彩の杜 いろは (生活介護・就労B)	〒353-0002 志木市中宗岡 1-4-61	048-423-2790	048-423-2759
59	みずほコミュニティ (移行・就労B)	〒353-0002 志木市中宗岡 3-3-41	048-458-0264	048-458-0265
60	ワーク&ライフ ステーション 志木すだち(生活介護・就労B)	〒353-0002 志木市中宗岡 1-18-23 三ツ木保育園跡地	048-423-2738	048-423-2739
61	すずらん(生活介護)	〒353-0003 志木市下宗岡 1-23-1	048-470-3216	048-471-7110
62	torepal(トレパル)就労移行支援 事業所	〒353-0001 志木市上宗岡 2-14-10 2階	048-473-6780	048-473-6771
63	みつばすみれ学園(児童発達)	〒353-0003 志木市下宗岡 1-23-1	048-471-3115	048-486-7168
64	ハッピー志木教室(児童発達)	〒353-0004 志木市本町 5-25-20 ムクロジュビル3階	048-423-8195	048-423-8196
65	ハッピー志木第2教室(児童発達)	〒353-0004 志木市本町 6-27-14 朝日ビル第三 2階	048-458-3124	048-458-3125
66	LITALICO ジュニア志木教室 (児童発達)	〒353-0004 志木市本町 5-25-20 ムクロジュビル6階	048-485-5701	048-485-5702
67	元気キッズ志木教室(児童発達)	〒353-0004 志木市本町 5-8-5 中村ビル1階	048-235-6303	048-235-6303



	施設・機関名	所在地	電話番号	FAX番号
68	コペルプラス志木教室(児童発達)	〒353-0004 志木市本町 5-24-1 プリムローズ・T 2 階	048-475-4236	048-475-4246
69	輝 - HIKARI - 志木 (放デイ)	〒353-0001 志木市上宗岡 2-8-12	048-475-4065	048-475-4066
70	輝 - HIKARI - 上宗岡 (放デイ)	〒353-0001 志木市上宗岡 2-8-13	048-485-8034	048-485-8134
71	こどもプラスしき教室 (放デイ)	〒353-0004 志木市本町 6-18-27 志木コーポ大和 101 号室	048-470-5950	048-470-5951
72	ハッピープラス志木教室 (放デイ)	〒353-0004 志木市本町 5-19-12 カメラア 1 階	048-458-0981	048-458-0982
73	太陽の家Ⅲ (放デイ)	〒353-000 志木市柏町 3-9-61 シャトー柳瀬川 101	048-278-5962	048-278-5962
74	高齢者あんしん相談センター 柏の杜 【担当/柏町】	〒353-0007 志木市柏町 3-5-1 第二福祉センター内	048-486-5199	048-476-4000
75	高齢者あんしん相談センター せせらぎ【担当/宗岡北圏域】	〒353-0002 志木市中宗岡 1-19-51	048-485-2113	048-235-7842
76	高齢者あんしん相談センター ブロン 【担当/本町】	〒353-0002 志木市本町 2-10-50	048-486-0003	048-486-4087
77	高齢者あんしん相談センター 館・幸町 【担当/館・幸町】	〒353-0005 志木市幸町 3-12-5	048-485-5610	048-476-4000
78	高齢者あんしん相談センター あきがせ【担当/宗岡南圏域】	〒353-0002 志木市中宗岡 3-25-10	048-485-5020	048-475-5021
79	志木郵便局	〒353-8799 志木市本町 5-20-9	0570-943-173	048-471-2107
80	東武鉄道志木駅	〒352-0001 新座市東北 2-38-1	048-471-0047	
81	介護すまいる館	〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ 1F	048-822-1195	048-822-1426

